

返 金 規 定

のぞみ株式会社（以下：当社）が提供する人材紹介サービスに関して、当社が紹介した候補者が採用された場合、その候補者が就労開始日以降一定の期間内に懲戒解雇又は一方的な自己都合等紹介先の責に帰すべき事由によらず退職した場合、退職日から 2 週間以内に当該退職の事実及びその理由を書面で提出すること（電子メールによる方法を含む）を条件に、以下の計算式に従い紹介先より受領済の手数料を返還する。

1. 就労開始日以降 1 か月未満での退職の場合：手数料の 80%を返金する。
2. 就労開始日以降 1 か月以上 2 か月未満での退職の場合：手数料の 50%を返金する。
3. 就労開始日以降 2 か月以上 3 か月未満での退職の場合：手数料の 20%を返金する。

上記場合を除き、当社は受領した手数料の返還に応じる義務を負担せず、又は当該手数料を未受領のときには当該手数料全額の支払を受ける権利を保持するものとする。

2021 年 5 月 1 日

のぞみ株式会社
医師キャリア支援事業部長
牟田 雅彦